

国立大学法人東京農工大学における随意契約の公表に関する基準

平成18年5月30日

学 長 裁 定

一部改正 平成20年1月16日

一部改正 平成22年11月30日

国立大学法人東京農工大学における随意契約の公表に関する基準を次のとおり定める。

1 内容を公表する契約

国立大学法人東京農工大会計規則第31条第1項各号（第4号を除く。）の規定により締結された随意契約のうち支出の原因となる契約であって、予定価格が500万円（単価契約等にあつては、年間支払見込額が500万円）を超えるものとする。

2 内容を公表する事項

- ①随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- ②随意契約を締結した日
- ③随意契約の相手方の氏名及び住所
- ④随意契約に係る契約金額（単価契約等にあつては、年間支払見込額）
- ⑤随意契約によることとした理由

3 公表する時期

随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約については、93日以内）に本学のホームページにおいて逐次公表する。

4 公表する期間

公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日まで公表する。

附 則

この基準は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日以降に締結する契約から適用する。

附 則

この基準は、平成20年1月16日から施行し、平成18年度公表分から適用する。

附 則

この基準は、平成22年11月30日から施行する。

本学における契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

国立大学法人東京農工大学 学長 松永 是

国立大学法人東京農工大学

東京都府中市晴見町3-8-1